

資料5

(5) 上田市生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)について

上田市生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)

路線名	運行事業者	運行区間	運行距離(Km)	運行日	日運行回数	輸送人員(人)			備考
						H26	H27	H28	
信州上田医療センター線	上田バス(株)	上田駅～信州上田医療センター	2.4	毎日運行	36	35,073	27,288	25,089	
塩田線	上田バス(株)	上田駅～別所温泉	16.4	平日・土曜のみ運行	8	10,714	15,004	9,228	
御屋敷公園線	上田バス(株)	真田自治センター入口～真田自治センター （赤井公民館駐車場）	5.2	平日・土曜のみ運行	6	1,101	1,559	2,473	
東塩田線	上田バス(株)	さくら国際高校～下之郷駅	9.8	平日・土曜のみ運行	2	481	454	798	
上田市街地循環バス (青バス)	上田バス(株)	下之郷駅～川西医院	10.9	月曜・水曜のみ運行	4				
久保林線	上田バス(株)	上田市街地	27.3	平日・土曜のみ運行	9	16,309	1,587	14,424	
上田市街地循環バス (赤バス)	千曲バス(株)	久保林～上田駅	4.9	平日・土曜のみ運行	8				平成28年10月1日から運行開始
丸子地域循環バス	千曲バス(株)	上田市街地	27.3	平日・土曜のみ運行	9	11,554	14,882	13,003	
室賀線	千曲バス(株)	丸子地域	24.7	平日・土曜のみ運行	8	4,431	5,016	4,328	
まちなか循環バス	千曲バス(株)	下秋和～上室賀 上田新田～上室賀	17.4 14.1	平日のみ運行 <small>(運行日 土・日・祝日 3月下旬～5月上旬、7 ～8月、10月～11月中旬 は毎日運行)</small>	9 1	26,962	27,926	28,075	
		上田中心市街地	7.0		17		6,280	33,395	平成27年10月1日から運行開始

生活交通確保維持改善計画（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

平成29年5月31日
(名称) 上田市公共交通活性化協議会
(代表者名) 会長 翠川 潔

① 生活交通確保維持改善計画の名称	上田市地域内フィーダー系統確保維持計画（30年度～32年度）
② 地域公共交通確保維持事業による目的・必要性	上田市におけるバス路線の集積点は、上田駅となっており、市域内に広範に路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等により構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、市街地中心部の総合病院をはじめとする各種医療機関、大規模ショッピングセンター等が当市民の日常生活機能を担う中で、各地域からのバス路線が市街地に向かう唯一の手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。 しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少傾向にあり、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。 従来自主運行してきたものの、収支の悪化により存続が困難となっている上田バスが運行する塩田線、信州上田医療センター線、千曲バスが運行する室賀線について、住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な路線として存続していくことが必要である。 このため、地域公共交通確保維持事業により、塩田線、信州医療センター線、室賀線の確保・維持を図りたい。上田市街地循環バス、まちなか循環バス、丸子地域循環バスについても、本事業による路線の維持・確保を図りたい。御屋敷公園線、東塩田線については、地域の足として定着できるよう利用啓発に努めていくと共に、特に御屋敷公園線については観光を目的とした地域外からの利用がみられることから、利用定着・利用者拡大にも努め、路線の維持を図りたい。 また、平成28年10月から運行を開始した上田バス久保林線については、交通空白地帯の久保林地区と上田駅を結ぶ久保林線を維持し、生活交通としての足を確保するとともに、中心市街地活性化に結びつけていく。
③ 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	（1）事業の目標

(2) 事業の効果

(塩田線)

塩田線を維持することにより、西塩田地区の交通不便地域の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、上田電鉄別所線塩田町駅等と接続することにより、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

(信州上田医療センター線)

上田駅及び地域間幹線系統と上田市の中核拠点病院である信州上田医療センターを効率的に結び、病院通院者および周辺住民の利便性を図る。

(室賀線)

室賀線を維持することにより、川西地域の交通不便地域の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、上田駅と接続することにより、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

(上田市街地循環バス・丸子地域循環バス)

市街地循環バスを運行することにより、周辺住居地域と市街地主要施設を結び、中心市街地への買い物需要や病院・高校等への通院・通学の利便性を確保し、また上田駅等と接続することにより、効率的な運行体系が実現できる。

丸子地域循環バスは、周辺の集落と丸子中心地区を結び、生活と地域コミュニティを守る。

(御屋敷公園線)

市街地及び主要施設を結ぶバス路線と地域を結び、地域のライフラインを守るだけでなく、市街地等から地域内にある観光施設を訪れるための移動ツールとして定着することにより、地域住民の外出促進・地域活性化にもつながる。

(東塩田線)

地域住民からの要望を踏まえて昼間の運行時間を見直すなど利便性の向上を図り、効率的な運行体系を確保し、地域住民の外出促進、活性化につなげる。

(まちなか循環バス)

住民からの要望を踏まえ、中心市街地における新たな生活交通としての交通手段を確保することにより、地域住民の外出促進、中心市街地の活性化にもつなげていく。

(久保林線)

久保林地区住民からの要望を踏まえ、公共交通空白地帯の久保林地区と上田駅を結ぶ生活交通しての足を確保することにより、地域住民の外出促進、中心市街地の活性化につなげる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

上田バス(株)、千曲バス(株)

<p>6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p> <p>※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p>
<p>7. 別表1及び別表3の補助事業の基準に基づき、協議会が平日（日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】）</p> <p>※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p>
<p>8. 別表1及び別表3の補助事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】</p> <p>※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p>
<p>9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
<p>10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p>
<p>11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額（表6及び表7又は表8及び表9）【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>

1.3. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

1.4. 協議会の開催状況と主な議論

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

平成 28 年 5 月 31 日	上田市公共交通活性化協議会を開催
平成 28 年 12 月 16 日	上田市公共交通活性化協議会を開催し、「上田市公共交通網形成計画」を承認
平成 29 年 3 月 16 日	上田市公共交通活性化協議会（書面協議）を開催し、地域内フィーダー系統確保維持計画の変更（国庫補助上限額嵩上げ）・佐久上田線ダイヤ改正を承認
平成 29 年 5 月 31 日	上田市公共交通活性化協議会を開催

1.5. 利用者等の意見の反映

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

路線ごとに利用啓発を図ると共に、住民からの要望を踏まえたダイヤ変更等の改善を行いながら利用人員の増加を図り、路線の維持確保につなげていく。

1.6. 協議会メンバーの構成員

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

関係都道府県	長野県企画振興部交通政策課、長野県上田地域振興局企画振興課
関係市区町村	上田市都市建設部管理課
交通事業者・交通施設管理者等	上田バス㈱、千曲バス㈱、ジェイアールバス関東㈱小諸支店、公益社団法人長野県バス協会、しなの鉄道㈱、上田電鉄㈱、一般社団法人長野県タクシー協会、長野県タクシー協会上小支部、千曲バス労働組合、国土交通省長野国道事務所、長野県上田建設事務所、上田警察署、上田市都市建設部管理課
地方運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越運輸局長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	信州大学工学部特任教授、上田女子短期大学総合文化学科教授 上小圏域障害者総合支援センター、上田婦人団体連絡協議会、豊殿地区循環バス運営委員会、上田市身体障害者福祉協会、上小高等学校長会、上田市自治会連合会（上田・丸子・真田・武石地域）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	上田市大手 1 丁目 11 番 16 号
(所 属)	上田市都市建設部管理課
(氏 名)	竹花 努
(電 話)	0268-23-5011
(e-mail)	kotu@city.ueda.nagano.jp